

2025 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名	パラマウントベッドホールディングス株式会社		
代 表 者 名	代表取締役社長	木村 友彦	
	(コード番号 : 7817	東証プライム)	
問 合 せ 先	取締役	八田 俊之	
	(TEL 03-3648-1100)		

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026 年 1 月中旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 11 月 26 日（水曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2025 年 11 月 26 日（水）
- (2) 公告日 2025 年 11 月 11 日（火）
- (3) 公告方法 電子公告（以下の当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.paramountbed-hd.co.jp/ir/advertisement/>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が 2025 年 9 月 24 日に公表した「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、株式会社 TMKR（以下「公開買付者」といいます。）が 2025 年 9 月 25 日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）において、当社株式の全て（但し、本譲渡制限付株式（注 1）を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式（注 2）を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者、木村友彦氏、株式会社シートック、株式会社ワイズライト、株式会社ラピスラズリ及び木村憲司氏のみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 180 条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者、木村友彦氏、株式会社シートック、株式会社ワイズライト、株式会社ラピスラズリ及び木村憲司氏は、本臨時株主総会における上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の

招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、(i) 本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii) 本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、本譲渡制限付株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することができた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

(注1)「本譲渡制限付株式」とは、譲渡制限付株式（報酬）として当社及びその子会社の役職員に付与された当社の譲渡制限付株式及び譲渡制限付株式インセンティブとして当社の従業員持株会に付与された当社の譲渡制限付株式のことをいいます。

(注2)「本不応募合意株式」とは、木村友彦氏、株式会社シートック、株式会社ワイズライト、株式会社ラピスラズリ、木村憲司氏、有限会社レッジウッド、株式会社シオン、木村通秀氏及び株式会社ラムーンが、それぞれ所有する当社株式の合計 16,869,065 株のことをいいます。

以 上